

1

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成15年3月5日

住 所 下毛郡三光村大字森山26番地の1
平山産業株式会社

氏 名 代表取締役 崔 起成
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 平松 守彦



許可の年月日	平成15年3月5日	許可番号	廃対第16-7号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設及び第8号の2 がれき類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類：紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず等、廃プラスチック類		
設置場所	下毛郡三光村大字森山字柳林11番1		
処理能力	40t/日 (8)時間 5t/時間		
許可の条件	なし		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 施設内容等に変更があつた場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

2

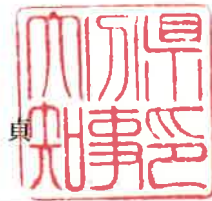
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成17年7月20日

住 所 大分県中津市三光森山26番地1
氏 名 平山産業株式会社
代表取締役 崔 起成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬勝貞



許可の年月日	平成17年7月20日	許可番号	廃対第10-4号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類		
設置場所	大分県中津市三光森山字下唐桶26番1、27番1、28番地1、30番1、30番4		
処理能力	240 t / 日 (8時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1.施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2.計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること 3.施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

3

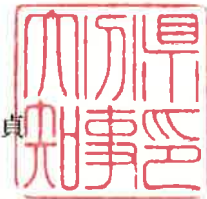
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成17年6月2日

住 所 大分県中津市三光森山26番地1
氏 名 平山産業株式会社
代表取締役 崔 起成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬勝貞



許可の年月日	平成17年6月2日	許可番号	廃対第10-1号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2 木くずの破碎施設 処理する産業廃棄物の種類：木くず 以上1種類		
設置場所	大分県中津市三光下秣字大源寺平308番地3、310番1		
処理能力	80 t / 日 (8時間)		
許可の条件	施設設置にあたり、騒音及び粉じん対策等の生活環境の保全に努めること。 防災対策に万全を期すとともに、景観の保全に配慮すること。		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1.施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2.計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること 3.施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		